

事前協議の流れ

豊明市開発行為等に関する指導要綱及び豊明市中高層建築物等に関する指導要綱

①事前調査、協議

事前調査書をもとに担当課で調査、協議
※中高層指導料に該当する場合は、提出予定日の30日前より建築計画の概要を知らせる看板を設置してください。

②事前協議書の提出（毎月月末締め）

③豊明市開発行為等研究会（開催が必要とされた場合）

④指摘事項の是正

⑤事前協議結果通知書の交付

⑥開発許可申請、確認申請

